

忘れ物、遺失物規定について

忘れ物の保管について、改正遺失物法に基づき処理させていただきます。

定められている保管期間、**3ヶ月**を経過し、持ち主が不明の場合

忘れ物及び遺失物に関しましては、処分させていただきます。

又、衛生面で保管が困難なものや、持ち主が判明したが連絡が取れない、

又は、連絡は取れたが、期間内のお引取りや配送の指示が無い場合の

物品に関しましては、当クラブ判断の上、処分させていただきます。

お帰りの際は、お忘れ物、落とし物に十分注意して下さい。

浅見ゴルフ倶楽部